

三 条 市

通学路交通安全対策プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

三条市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「三条市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・ 三条市立小学校長会
- ・ 三条市PTA連合会
- ・ 三条市自治会長協議会
- ・ 新潟県警察三条警察署交通課
- ・ 国土交通省新潟国道事務所、長岡国道事務所交通対策課
- ・ 新潟県三条地域振興局地域整備部維持管理課
- ・ 三条市建設部建設課
- ・ 三条市環境課交通対策室
- ・ 三条市小中一貫教育推進課

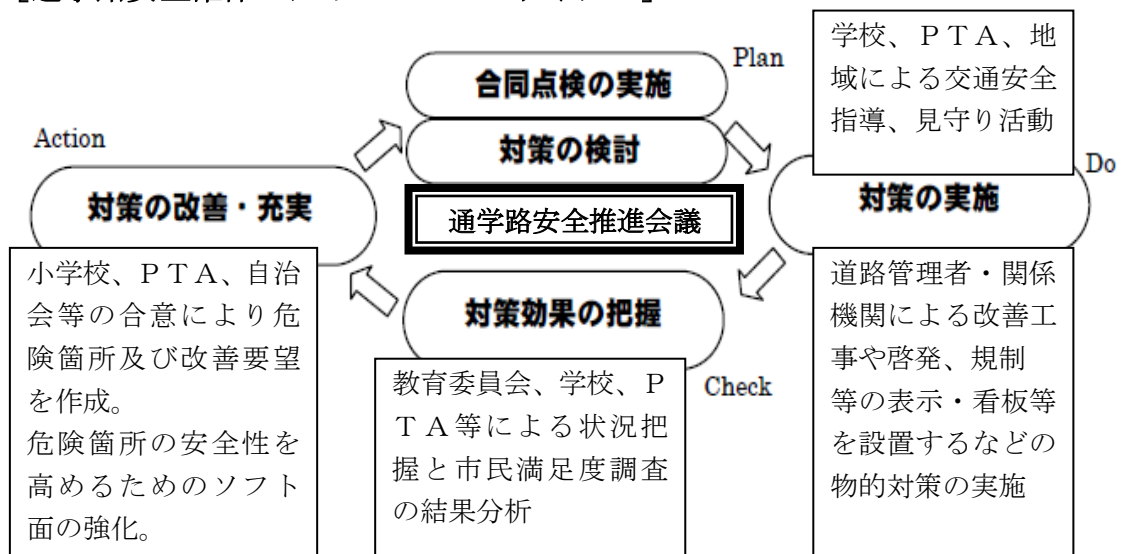
(以上の実務担当者で本会を構成する)

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、H24年度緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果把握も行い、対策の改善・充実を行います。これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のためのPDCAサイクル]



(2) 定期的な合同点検までの流れ

① 危険箇所洗い出しと改善要望の作成

- ・市内の21小学校において年に1回、危険箇所の洗い出しを行います。
※危険箇所及びその改善要望については、地元自治会及びPTA等との合意形成をしていただくことが重要です。
- ・実施時期は3月～5月にかけて行います。

② 危険箇所改善要望の提出とまとめ

- ・5月末日までに各小学校は所定の様式で、危険箇所の改善要望を教育委員会小中一貫教育推進課に提出します。
- ・教育委員会は個別の要望について、小学校と連携を図り、また現地確認をして、市内の全要望をまとめます。

③ 通学路安全推進会議での協議

- ・6月～7月にかけて、通学路安全推進会議を開き、個別の要望内容について協議を行います。
- ・効率的、効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題箇所を設定し、合同点検を実施します。
※重点箇所は地域の実情や児童の通学実態等を考慮して決定します。

(3) 合同点検の体制

- ・通学路安全推進会議の実務担当者に加え、必要に応じて、当該小学校の職員や保護者、地元自治会役員等が参加する合同点検を行います。

(4) 対策の検討

- ・合同点検の結果や関係各課の点検により明らかになった対策必要箇所について、通学路安全推進会議において具体的な改善策のメニューを検討します。

(5) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で常に連携を図ります。

(6) 対策効果の把握

- ・対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒が安全になったと感じているのか等を確認するため、当該校保護者や地域住民への抽出による聞き取り調査結果や市民満足度調査結果を活用します。

(7) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて対策内容の改善・充実を図ります。また交通安全指導の充実や見守り活動の推進を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。